

# 公益財団法人大阪体育協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市浪速区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、府民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技力の向上
- (2) 国民体育大会等に府を代表する競技者及び役員を選定し、派遣すること。
- (3) スポーツ指導者の養成
- (4) 地域スポーツの振興
- (5) 青少年スポーツの育成
- (6) 体育大会、講習会等スポーツに関する行事の実施及び援助
- (7) スポーツに関する調査研究、宣伝、啓発及び指導
- (8) その他前条の目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業は、大阪府域において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

## 第4章 加盟団体及び会員

### (加盟団体及び賛助会員)

第10条 この法人は、次に掲げる団体で理事会及び評議員会が承認したものを加盟団体とする。

- (1) 大阪府におけるスポーツを各競技別に統轄する団体（競技団体）
- (2) 学校体育団体
- (3) 市町村におけるスポーツを統轄する団体(地域団体)
- (4) 職域におけるスポーツを統轄する団体（職域団体）

2 この法人は、前項第1号の団体で加盟団体に承認したものを、併せて賛助会員とする。

3 加盟団体又は賛助会員は、理事会及び評議員会が定めた負担金又は賛助会費を納入しなければならない。

4 加盟団体及び賛助会員は、その都合により脱退しようとするときは、理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

5 会長は、加盟団体及び賛助会員が、第1項各号に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体等として、不相当と認められるときは、理事会及び評議員会の承認を経てこれを取り消すことができる。

### (特別賛助会員)

第11条 この法人の目的や事業に賛同した法人又は個人から、本会に対して資金的支援を行う旨の申し出があり、現に特別賛助会員申込書が提出され、会長がこれを受理した法人等を特別賛助会員とする。

2 特別賛助会員は、自ら申し出た支援金を特別賛助会費として、任意の時期に納入する。

3 特別賛助会員は、その都合により退会するときは、会長に対して、退会日の告知を主旨とする退会届を提出する。

## 第5章 評議員

### (評議員の定数)

第12条 この法人に評議員45名以上75名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、理事会の推薦又は報告に基づき、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) この法人の理事、監事及び使用人でないことその他、評議員の欠格事由に該当しないこと。

(2) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(3) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評

議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 6 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (3) 各事業年度の事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

## 第7章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上35名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任す

る。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### （理事の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度、4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### （役員任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

第30条 この法人に、名誉会長、顧問、参与及び幹事を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与及び幹事は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。
- 4 幹事は、会長が委嘱した職務に当たる。

(事務局及び職員)

第31条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第8章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。



(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長、専務理事又は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 この法人に、業務遂行上特に専門的処理を必要とする場合に専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の名称、事務及び組織は、理事会の決議を経て会長が定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の

決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 4 2 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 3 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人の設立登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	町田 勝彦	平岡 英信	新堂 友衛	桂 千恵子
	中西 正人	北川 憲一郎	岩崎 清彦	小比賀 忠和
	東 嘉伸	河野 邦夫	中嶋 千晶	薬師寺 茂夫
	山中 道男	山野 喜弘	西岡 保	平尾 信次
	山並 久次	亀井 勉	米谷 文克	星野 優人

高橋 敬明 高田 まりこ 矢田 節彦 富岡 明  
砂古口 信夫 古川 南海男 西口 信悟 山口 勝博  
神保 昭人 竹内 隆義 江畑 政彦 家鋪 良行  
駕田 毅

監事 小西 丕 大西 貞夫 藤井 睦子

4 この法人の公益法人の設立登記後最初の会長は、町田勝彦とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

樋元 四郎 北村 光利 藤縄 信夫 小山 雅史  
坂井 幸司 荒井 哲治 真 喜代司 檜垣 一孝  
山根 武 山田 正夫 水野 義博 森 廣子  
芦田 隆治 岩崎 洋一 花折 昌治 大川 克弘  
奥浜 清 今井 喜代治 阿部 宗一 中井 邦昭  
飛田 典男 山田 三樹 西川 祐司 藤井 利朗  
青井 聳 兵丹石 進 岡林 英雄 錢谷 欽治  
小松 英次 辻 照夫 東田 芳司 石田 健一  
佐々木 正吉 田中 美智代 原田 直己 吉崎 昌作  
飯塚 十朗 高橋 和夫 湯口 幸雄 大北 浩士  
秋田 敬子 村上 政行 伊川 貢生 西村 房雄  
川崎 雅雄 万谷 光二 奥間 邑善 間野 史子  
小寺 新吉 廣岡 覚 梅垣 明 田原 吉次郎  
高見 真理子 林 光一 照屋 美紀 天道 貞一  
水野 保夫 宮村 一 杉本 逸視 長谷部 惠一  
坪光 正躬 泉 和善 藤原 宙造 橋本 利三

6 この定款は、平成26年1月17日から施行する。

7 この定款(別表)は、平成30年2月20日から施行する。

8 この定款は、平成30年6月25日から施行する。

別表 基本財産 (第5条関係)

財産種別	物量等
有価証券	国債 62,000,000 円